



海外居住を予定されている加入員の皆様

海外転居しても事前手続をすれば 基金に引き続き加入できます！ 渡航前の手続をお忘れなく！

国民年金基金では、従前、海外転出により住民票が異動すると、その時点で基金の加入資格を喪失しておりましたが、法律改正（確定拠出年金法等の一部を改正する法律）により、平成29年1月1日から、海外転出前にお手続をとることにより、国内と同じ条件で基金に引き続き加入（在外加入）できることとなりました。手続は以下のとおりです。

<海外転出前に必要な手続(1)、(2)、(3)>

(1) 国民年金(基礎年金)に関して、「任意加入」の手続を取る。

※必ず海外転出前に、国内最後の住所地の管轄年金事務所又は役所の年金窓口で、手続が必要です。
※任意加入手続によって任意加入被保険者の資格を取得します。**任意加入被保険者資格取得日は、必ず海外転出日の翌日**となるように年金事務所等に申請してください。転出日と資格取得日の間に空白期間が生じた場合、従前の条件で在外加入することができませんので、ご注意ください。

(2) 国内での基金加入に関して、基金の「資格喪失手続」を取る。

【当基金への提出書類】①資格喪失届(別紙)、②転出(予定)日記載の住民票の原本又は写し

(3) 国外での基金加入に関して、基金の「加入申出手続」を取る。

※(3)は、基金の資格喪失後3か月以内に必要となる手続ですが、上記(1)(2)と同時に行ってください。
※海外転出後は国内協力者(親族等)の方に手続の代行をお願いいたします。

【当基金への提出書類】：①加入申出書(別紙)、②加入申出書別紙(海外居住者) ※1

③「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」の写し ※2

※1：国内で各種手続を代行する親族等協力者をお届けいたします。

※2：(1)の任意加入の手続完了後、約2週間程度で日本年金機構から「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」が発行されます。お手元に届き次第、当基金宛てに追加提出してください。

★必ず、海外転出前に、上記(1)、(2)、(3)の手続をお取りください。海外転出後に(1)の国民年金の任意加入をされた場合や、(2)の資格喪失後3か月以内に(3)の加入申出がされなかった場合や、海外転出日前に弁護士登録を取り消した場合等は、国内と同じ条件で引き続き基金に加入することができません。その場合は、「再加入」の扱いとなり、掛金額が変わる可能性がありますので、ご注意ください。

★在外で当基金に加入するには、海外転出日時点で、当基金の加入員であることが必要です。当基金に加入履歴のない方は、在外での当基金への加入はできません。

★在外で当基金に引き続き加入された場合は、海外転出中は、弁護士業務に従事しなくても基金加入資格は喪失となりません(※海外転出時点では弁護士登録がされていることが必要です。)

★在外で基金に引き続き加入された場合の在外加入中の掛金は、社会保険料控除の対象にはなりません。

★基金の掛金引落は、基金が指定する金融機関の国内開設口座のみご指定いただけます。

★在外で基金に引き続き加入された場合、在外加入中は国民年金保険料の納付委託はできません。

★帰国された場合は、国民年金の任意加入から1号被保険者への切り替え、及び当基金への資格喪失届の提出が必要となります。また、帰国後も引き続き在外加入と同様の掛金での加入を希望される場合は、上記2つの手続に加え、帰国後3か月以内に当基金への加入申出書の提出が必要となります。

※必要書類等、手続詳細は、海外転出前に、基金事務局にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 日本弁護士国民年金基金

〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

TEL: 03-3581-3739 FAX: 03-3581-3720

WEB: <http://www.bknk.or.jp>

2025年3月現在